主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人滝川三郎の上告趣意は、原審において主張判断のない事項につき、事実誤認、単なる法令違反の主張をするものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(第一審判決は共謀による共同正犯の強盗の犯罪事実を認めており、列挙の証拠によってかく認定したのは当審でも相当であると認められる。見張をした場合にも共同正犯の成立することは、多くの判例の示すとおりである)。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一一条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年四月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎